明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（五四）　二
○卸売市場法施行令の一部を改正する政令（五五）　二
○貿易保険法施行令の一部を改正する政令（五六）　三
○中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（五七）　三
○中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（五八）　三

〔省　令〕

○大臣管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する省令の一部を改正する省令（農林水産一三）　六

〔告　示〕

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令第一条第一項各号の表の特別加算の項の規定に基づき法務大臣が定める法律の規定等を定める件の一部を改正する件（法務八〇）　七
○除籍が滅失した件（同八一）　七
○令和元年度における学芸員の資格認定を実施する件（文部科学二一）　八
○介護分野に係る事業分野別指針の一部を改正する件（厚生労働六〇）　八
○保育分野に係る事業分野別指針の一部を改正する件（同六一）　八
○計量法第百一条第三項において準用する同法第六十六条の規定によって指定外国製造事業者の指定の効力を失った件（経済産業五八）　九
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件（同五九）　九
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛六三～六八）　一〇
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、追加提供及び新規提供が決定された件（同六九）　一〇
○道路に関する件（近畿地方整備局二〇）　二
○道路に関する件（北海道開発局三一～三六）　二

〔人事異動〕

内閣　法務省　海上保安庁　会計検査院　最高裁判所　三

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　三

〔公　告〕

諸事項
官庁
財団、有権者申出方関係　三
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三
特殊法人等
厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　三〇
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第五四号）
（農林水産省・環境省）
1　食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成一二年法律第一一六号）第二条第五項第一号の政令で定める製品として、きのこ類の栽培のために使用される固形状の培地を追加することとした。（第二条関係）
2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇卸売市場法施行令の一部を改正する政令（政令第五五号）（農林水産省）
1　卸売市場法（昭和四六年法律第三五号）の対象となる一般消費者の日常生活と密接な関係を有する農畜水産物として、野菜及び果樹の種苗並びに牛、馬、豚、めん羊及び山羊の原皮を定めることとした。（第一条関係）
2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇貿易保険法施行令の一部を改正する政令（政令第五六号）（経済産業省）
1　株式会社日本貿易保険が本邦法人を相手方として再保険を引き受ける保険として、海外投資を行った者が株式等を外国政府等により奪われたこと等の事由により受ける損失を保険契約で定める一定額を限度として塡補する保険を追加することとした。（第三条第三号関係）
2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第五七号）（経済産業省）
中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第二一号）の施行期日は、令和元年七月一六日とすることとした。